

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○公平委員会の事務の受託の廃止	(市町村課)	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件)	(共同参画社会推進課)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)	(同)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定	(同)	二
○都市計画変更案の縦覧	(都市計画課)	三
○土地区画整理組合の解散の認可	(同)	三
○公安委員会	(同)	三
○少年指導委員の委嘱	(同)	三
○宮城海区漁業調整委員会	(同)	三
○漁業法第十一条第四項に基づく公聴会の開催	(同)	六

告 示

○宮城県告示第三百十六号
県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により、大河原町外1市2町保健医療組合からの公平委員会の事務の受託を平成二十四年三月三十一日をもって廃止する。

平成二十四年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三百十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人

の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 先進福祉推進協会

一 代表者の氏名 青木 博

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区北目町二番三十九号 東北中心ビル3・A

三 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、生活保護者、外国人、知的障害者、精神障害者、子育て世帯等の社会的弱者に対して、年齢や障害の程度・内容を超えて提供する多様な先進福祉サービス付生活支援に関する事業等を行い、これからの地域包括ケアの実践、安心安全な福祉介護生活環境の整備に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十四年二月二十九日

○宮城県告示第三百十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 宮城国際支援の会

一 代表者の氏名 鈴木 信

二 主たる事務所の所在地 仙台市若林区木ノ下二丁目十一番十三・三三

三 定款に記載された目的

この法人は、国内及び発展途上国に対して、青少年育成、福祉、職業訓練指導に関する事業を行い、国際交流、福祉の増進をはかることに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十四年三月一日

○宮城県告示第三百十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ほっとたいむ

一 代表者の氏名 岡崎美智雄

二 主たる事務所の所在地 仙台市若林区中倉二丁目十二番十五号
 三 定款に記載された目的 この法人は、農業に興味があり、かつ働く意欲があるにもかかわらず就労困難な障がい者に対して、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスに関する事業を行い、宮城県仙台市内の障がい者の社会復帰・自立を支援するとともに、障がい者が暮らす地域での障がいへの理解の増進に努め、障がいがあっても働ける環境づくりに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十四年三月五日
 ○宮城県告示第三百二十号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十四年四月三日

特定非営利活動法人の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 一 代表者の氏名 鈴木 和憲
 二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区高砂二丁目百六十一・三
 三 定款に記載された目的 この法人は、地域で生活している障害のある方々が、社会の一員として日々の生活を安定して送れるように、日中活動の場の提供、就労支援、自立支援等を含めた総合的な支援を行い、地域に根ざした活動をするを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十四年二月二十七日
 ○宮城県告示第三百二十一号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十四年四月三日

特定非営利活動法人の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 一 代表者の氏名 清水 公子
 二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区小松島二丁目二十六番一号

三 定款に記載された目的 この法人は、知的障害等を有する方、介護保険法による介護認定を受けて要支援または要介護の判定を受けた方、及びその家族を支援するための各種事業を行い、日常生活支援として利用者ひとりひとりにあった支援を行いその人らしい安定した生活と健康保持、そして日々の生活の質の向上に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十四年三月一日
 ○宮城県告示第三百一十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
 平成二十四年四月三日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇七〇〇二四九	名取市友愛作業所 名取市増田一丁目七番二十八号	就労移行支援 就労継続支援B型	社会福祉法人 名取市社会福祉協議会	平成二十四年 四月一日
〇四一一五〇〇〇八五	たてやま 大崎市三本木字西沢三十五・一	生活介護	社会福祉法人 大崎誠心会	平成二十四年 四月一日
〇四一五二〇二二七八	Schaleおおま 仙台市青葉区大町二丁目六・二十七 元ビル三階	就労移行支援	一般社団法人 ぶれいん・ゆにーくす	平成二十四年 四月一日
〇四一五二〇一三三八	わ・は・わ広瀬 仙台市青葉区落合二丁目二・四一	就労移行支援 就労継続支援B型	社会福祉法人 みんなの輪	平成二十四年 四月一日
〇四一五二〇〇二七八	仙台通動寮 仙台市宮城野区二の森十四番三号	自立訓練（生活訓練）	社会福祉法人 家庭福祉会	平成二十四年 四月一日
〇四一五三〇〇二七六	わたげの家 仙台市若林区遠見塚一丁目十八番四十八号	自立訓練（生活訓練）	社会福祉法人 わたげ福祉会	平成二十四年 四月一日

○宮城県告示第三百一十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年四月三日

事業所番号	施設の名称及び所在地	施設障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二〇〇〇四二	障害者支援施設 ひたかみ園 石巻市門脇字元捨喰五番の一	生活介護	社会福祉法人 石巻祥心会	平成二十四年 四月一日
〇四一一五〇〇〇五一	すまいるあやめ 大崎市古川小野字風山一番地一	生活介護	社会福祉法人 大崎誠心会	平成二十四年 四月一日
〇四二二四〇〇〇三八	静和園 巨理郡山元町真庭字名生東七十二番地二	生活介護 自立訓練(機能訓練)	社会福祉法人 静和会	平成二十四年 四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、白石都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 白石都市計画道路

2 名称 三・五・九号白石沖西掘線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

白石市寺屋敷前及び不澄ヶ池の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

白石市寺屋敷前及び不澄ヶ池の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)及び白石市役所(建設部都市整備課)

四 縦覧期間

平成二十四年四月三日から平成二十四年四月十七日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

○宮城県告示第三百二十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第一項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十四年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取市下増田臨空土地区画整理組合

二 事務所の所在地

名取市下増田字大橋本二百二十九番一

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十四年三月二十八日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第47号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第2条及び少年指導委員運営規程(昭和60年宮城県公安委員会規程第1号)第3条に規定する少年指導委員を次のとおり委嘱した。

なお、少年指導委員の委嘱(平成22年宮城県公安委員会告示第48号)、少年指導委員の委嘱(平成22年宮城県公安委員会告示第65号)は廃止する。

平成24年4月3日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

活動区域	少年指導委員の氏名及び住所	
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。)	庄子 博	仙台市青葉区大町一丁目1番22号
	山口 哲男	仙台市青葉区大町二丁目15番40号
	竹田 英子	仙台市青葉区土樋一丁目7番14号601

別表に規定する宮城県 仙台中央警察署の 管轄区域	兵 庫 淑 子	仙台市青葉区立町21番 5 号901
	鈴 木 亮 一	仙台市若林区清水小路 1 番地の 1
	大 場 富美子	仙台市青葉区荒巻字 青葉694番地の 3
	久 保 田 賢	仙台市青葉区国見ヶ丘六丁目124番地の 8
	小 屋 広 和	仙台市泉区黒松一丁目12番11号202
	渡 辺 俊 子	仙台市青葉区川内亀岡町66番地の 1
	伊 藤 博 司	仙台市青葉区梅田町 1 番58号
	田 中 耕 一	仙台市青葉区五橋一丁目 1 番45号209
	小 野 寺 緑	仙台市青葉区立町 5 番 5 号605
	横 内 朝 子	仙台市若林区新寺一丁目 6 番 8 号1002
	阿 部 馨一郎	仙台市泉区寺岡二丁目 9 番地の 9
	樋 口 光 成	仙台市宮城野区銀杏町22番13号
	村 川 隆	仙台市青葉区水の森三丁目27番24号
	白 津 智 規	仙台市宮城野区鶴ヶ谷三丁目 5 番地の18
真 砂 俊 雄	仙台市青葉区五橋一丁目 1 番45号418	
神 永 久次郎	仙台市青葉区東照宮一丁目17番 1 号1307	
奥 山 千 絵	仙台市太白区若葉町 7 番 8 号	
条例別表に規定する 宮城県仙台南警察署 の管轄区域	沼 田 恵美子	仙台市太白区茂庭字梨野西22番地の 3
	西 村 由起子	仙台市太白区郡山六丁目 3 番 5 - 7 号
	松 本 廣	仙台市若林区荒町133番地の13

別表に規定する宮城県 仙台北警察署の 管轄区域	相 澤 雅 子	仙台市若林区一本杉町26番35号
	山 尾 暉 章	仙台市太白区秋保町湯元字葉師99番地
	鈴 木 宏 一	仙台市太白区中田三丁目 1 番40号
	後 藤 てるみ	仙台市太白区柳生五丁目12番地の 6
	玉 生 照 明	仙台市青葉区八幡一丁目 8 番17号
	郷 古 みち子	仙台市青葉区川平一丁目10番10号
	澁 谷 佳 宏	仙台市青葉区水の森二丁目17番23号
	中 鉢 敦 子	仙台市青葉区吉成台一丁目 8 番17号
	遠 藤 美代子	仙台市若林区六丁の目北町 7 番 1 号
	加 藤 けい子	仙台市宮城野区白鳥二丁目22番19号
	森 妙 子	仙台市宮城野区岩切字鴻巣 6 番地の 1
	米 倉 啓 子	仙台市宮城野区福田町一丁目12番14号
	久 富 恵 子	仙台市宮城野区岩切字中江北 1 番地の 9
	大 津 優 子	仙台市宮城野区小田原一丁目 7 番20号
小 野 雅 司	仙台市宮城野区原町二丁目 5 番52号	
山 口 辰 巳	仙台市宮城野区平成二丁目18番37号	
条例別表に規定する 宮城県泉警察署の管 轄区域	佐々木 美保子	仙台市泉区加茂一丁目43番地の 2
	高 橋 宏 子	仙台市泉区虹の丘一丁目 4 番地の 5
	若 生 正 吉	仙台市泉区野村字西原38番地の 1
桂 島 多利男	仙台市泉区泉ヶ丘二丁目16番27号	

条列別表に規定する 宮城県塩釜警察署の 管轄区域	倉 林 建 樹	仙台市泉区東黒松3番2号
	蝦 名 博 征	仙台市泉区紫山四丁目12番地の12
	鈴 木 邦 彦	多賀城市八幡四丁目7番5号
	貝 山 昭 子	宮城県利府町神谷沢字後沢47番地の18
	狭 間 識	塩竈市尾島町27番27号
	鈴 木 安 子	宮城県七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ湊42番地の1
	斎 藤 晴 美	多賀城市伝上山三丁目16番22号
	渡 邊 かづ子	宮城県松島町磯崎字華園14番地
	佐 藤 優 栄	塩竈市杉の入三丁目15番11号
	佐 藤 眞紀子	塩竈市青葉ヶ丘5番6号
条列別表に規定する 宮城県岩沼警察署の 管轄区域	庄 司 榮 子	名取市増田九丁目2番22号
	庄 司 貞 夫	名取市大手町三丁目516番地の12
	高 橋 壽 昭	黒川郡大和町吉岡南一丁目35番地の5
	堀 籠 直 子	黒川郡富谷町志戸田野田31番地4
	保 積 克 彦	石巻市清水町二丁目14番28号
条列別表に規定する 宮城県石巻警察署の 管轄区域	福 村 勉	石巻市開北一丁目9番29号
	佐 藤 文 廣	石巻市住吉町二丁目2番2号
	渡 邊 正 一	石巻市南中里三丁目3番15号
	阿 部 俊 一	石巻市前谷地字樋口40番地1
	八 木 和 広	石巻市広瀬字窪田35番地

条列別表に規定する 宮城県気仙沼警察署 の管轄区域	土 井 健 雄	東松島市赤井字館前117番地1
	酒 井 恒 雄	石巻市蛇田字新金沼391番地1
	高 橋 實	石巻市鹿又字中山15番地
	松 本 敏 憲	石巻市向陽町二丁目13番12号
	齋 藤 泰 子	気仙沼市岩月千岩田245番地2
	熊 谷 憲 子	気仙沼市四反田102番地8
	大 江 義 郎	気仙沼市本吉町向畑88番地1
	吉 田 恵 子	登米市迫町佐沼字錦83番地
	羽 生 進	登米市中田町浅水字駒形123番地4
	林 三 治	登米市津山町柳津字本町79番地3
条列別表に規定する 宮城県登米警察署の 管轄区域	尾 形 勝 徳	登米市登米町寺地前舟橋90番地
	今 野 千代以	石巻市北上町女川字蔵和田45番地
	山 佳 彦	石巻市飯野字宮下南117番地
	菅 原 民 子	本吉郡南三陸町入谷字桜葉沢401番地
	佐 藤 ふみ糸	本吉郡南三陸町志津川字廻館15番地の119
条列別表に規定する 宮城県古川警察署の 管轄区域	我 妻 初 子	大崎市古川大宮二丁目6番30号
	浅 野 拓 志	大崎市古川柴町2番21号
	遠 山 昇	大崎市鹿島台木間塚字阿久戸1番地
	小 池 孝 一	大崎市古川若葉町一丁目12番1号
	鈴 木 和 江	大崎市古川馬柳字不動2番地

条列別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域	遠 藤 篤 勇	大崎市田尻大嶺字百塚18番地
	平 塚 信 志	遠田郡涌谷町字小人町17番地
条列別表に規定する宮城県若柳警察署の管轄区域	渡 辺 恵 里 子	遠田郡美里町北浦字山前1番地97
	関 川 吉 朗	栗原市栗駒稲屋敷坂下34番地
条列別表に規定する宮城県築館警察署の管轄区域	莊 司 大 功	栗原市若柳字川南町浦96番地
	真 山 信 治	栗原市高清水要の森79番地
条列別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域	三 浦 文 夫	栗原市築館字下宮野町28番地
	高 橋 陽 子	大崎市鳴子温泉鬼首字上蟹沢18番地1
条列別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域	千 葉 善 昭	大崎市岩出山字東川原10番地17
	佐 藤 長 栄	加美郡加美町字回町41番地
条列別表に規定する宮城県大河原警察署の管轄区域	佐々木 みね子	加美郡色麻町高城字上の原47番地3
	酒 井 勝 久	柴田郡大河原町字東新町21番地6
条列別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	小 室 正	柴田郡村田町大字足立字寺入4番地3
	沼 田 善 春	柴田郡川崎町大字本砂釜字道畑15番地
条列別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	加 茂 康 子	柴田郡柴田町上名生字新大原141番地2
	武 藤 和 枝	柴田郡柴田町船岡中央三丁目10番13号
条列別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	佐 藤 茂 嘉	柴田郡大河原町字荒町59番地1
	齋 藤 三 木	白石市字西益岡町8番7号
条列別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	山 崎 正 三	白石市字堂場前145番地
	佐 藤 文 比 古	白石市益岡町1番17号

条列別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域	齋 藤 賢 一	角田市横倉字明地198番地1
	目 黒 孝 男	角田市高倉字新町97番地
条列別表に規定する宮城県亶理警察署の管轄区域	三 品 信 夫	亶理郡亶理町逢隈田沢字堰下205番地
	阿 部 弘 子	亶理郡山元町坂元字下中丁20番地

阿 城 県 区 界 業 務 課 長 官 公 報

○阿城地区界業務課長官公報第十四号

業 務 長 (留 保 二 十 四 廿 四 日 現 職 課 長 一 百 六 十 七 号) 兼 一 一 系 統 団 体 の 取 扱 上 下 の 公 報 長 を 兼 担 考 へ

廿 四 二 十 四 廿 四 日 川 口

阿 城 県 区 界 業 務 課 長 官 公 報

各 課 課 長 官

一 公 報 長 の 兼 担 口 指 定 区 界 業 務 課 長 官 の 兼 担 の 編 組

兼 担 口 指 定	兼 担 課 長	兼 担 課 の 編 組
廿 四 二 十 四 廿 四 日 川 口	阿 城 県 区 界 業 務 課 長 官 一 百 六 十 七 号	阿 城 県 区 界 業 務 課 長 官 兼 兼 担 課 長 官
廿 四 二 十 四 廿 四 日 川 口	阿 城 県 区 界 業 務 課 長 官 一 百 六 十 七 号	阿 城 県 区 界 業 務 課 長 官 兼 兼 担 課 長 官

二 公 報 長 上 下 の 兼 担 課 長 官 の 兼 担 の 編 組

業 務 長 兼 一 一 系 統 団 体 の 取 扱 上 下 の 公 報 長 兼 兼 担 課 長 官 の 取 扱 上 下 の 兼 担 課 長 官 の 兼 担 の 編 組